

東松島市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月

【目次】

第1部	はじめに	
第1章	策定の経緯	1
第2部	対策の基本方針	
第1章	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
第2章	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
第3章	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
第1節	実施可能な範囲で平時の備えの整理や拡充	6
第2節	感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた 対策の切替え	7
第3節	基本的人権の尊重	8
第4節	危機管理としての特措法の性格	8
第5節	関係機関相互の連携協力の確保	8
第6節	社会福祉施設等における対応	9
第7節	感染症危機下の災害対応	9
第8節	記録の作成及び保存	9
第4章	市行動計画の主な対策項目	10
第1節	実施体制	10
第2節	情報提供及び共有、リスクコミュニケーション	10
第3節	まん延防止	11
第4節	ワクチン	11
第5節	保健	11
第6節	物資	11
第7節	市民生活及び市民経済の安定の確保	11
第5章	関係機関の役割	12
第1節	国の役割	12
第2節	県の役割	13
第3節	市の役割	13
第4節	医療機関の役割	14
第5節	指定（地方）公共機関の役割	14
第6節	登録事業者の役割	14
第7節	一般事業者の役割	15
第8節	市民の役割	15

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	16
第1節 準備期	20
第2節 初動期	21
第3節 対応期	22
第2章 情報提供及び共有、リスクコミュニケーション	24
第1節 準備期	24
第2節 初動期	27
第3節 対応期	29
第3章 まん延防止	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	33
第3節 対応期	34
第4章 ワクチン	36
第1節 準備期	36
第2節 初動期	40
第3節 対応期	43
第5章 保健	48
第1節 準備期	48
第2節 対応期	48
第6章 物資	49
第1節 準備期	49
第2節 対応期	49
第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保	50
第1節 準備期	50
第2節 初動期	52
第3節 対応期	53
別表	56
用語解説	57

第1部 はじめに
第1章 策定の経緯

第1部 はじめに

第1章 策定の経緯

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、県、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等¹は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- (1) 新型インフルエンザ等感染症²
- (2) 指定感染症³（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 新感染症⁴（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

東松島市（以下「市」という。）では、2009年（平成21年）4月にメキシ

¹ 特措法第2条第1号

² 感染症法第6条第7項

³ 感染症法第6条第8項

⁴ 感染症法第6条第9項

コで確認され世界的大流行となった新型インフルエンザ（A/H1N1）の脅威から市民の健康を守り、安心安全を確保する必要があることから、宮城県（以下「県」という。）で策定した「宮城県新型インフルエンザ対応行動計画」（以下「県行動計画」という。）と整合性を保ちつつ独自に「東松島市新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）2009年（平成21年）10月に策定し対策を推進してきた。

その後、特措法の制定に伴い、2015年（平成27年）3月に「東松島市新型インフルエンザ等対策本部条例」（平成27年条例第24号。以下「市対策本部条例」という。）を制定した。

2013年（平成25年）には、国において、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（2013年（平成25年）2月7日）を踏まえ、特措法第6条の規定に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び2014年（平成26年）3月に、特措法第7条に基づく県行動計画に準じて、市行動計画を改定した。

その後、2020年（令和2年）1月には、我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国、県を挙げての取組が進められてきた。

今般、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものとして、政府行動計画及び県行動計画が改定されたことから、市としても、市行動計画を改定し、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、正確な知識と理解に基づき、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

第2部 対策の基本方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

第2部 対策の基本方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、国民の生命及び健康や国民生活及び国民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、市民への医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある⁵。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、市民への医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。

イ 流行ピーク時の市内の患者数等をなるべく少なくして市民への医療提供体制への負荷を軽減するとともに、市民への医療提供体制を確保することで、市内の患者数等が市民への医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

ウ 適切な医療の提供により、市内の重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことで市民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。

イ 市民生活及び地域経済の安定を確保する。

ウ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

エ 事業継続計画の作成や実施等により、市民への医療提供又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

⁵ 特措法第1条

第2部 対策の基本方針

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した都度その特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。

時期		戦略
準備期	発生前の段階	地域における市民への医療提供体制の整備や、市民に対する啓発や市による事業継続計画等の策定、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておく
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を行う。

第2部 対策の基本方針

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

時期		戦略
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の市民への普及啓発を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じるとともに、市民への生活支援策についても関係部署等と連携して対応する。
	県内及びに市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、市、登録事業者等は相互に連携して、市内の医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、市民への検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

第2部 対策の基本方針

第3章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

第1節 実施可能な範囲で平時の備えの整理や拡充

第3章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生時に、特措法やその他関係法令、市行動計画等に基づき、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、特に次の点に留意し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

第1節 実施可能な範囲で平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、実施可能な範囲で以下の（１）から（４）までに取組み、平時の備えの充実を進めることで、準備や啓発、訓練等を通じて迅速な初動体制を確立することを可能とする。

（１）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有と準備

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（２）初発の感染事例発生時における初動体制の整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内など国内外で初発の感染事例発生が探知された場合は、市として速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（３）関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（４）負担軽減や情報の有効活用、人材育成等

国及び県との連携のもと、保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、人材育成等、複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

第2部 対策の基本方針

第3章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

第2節 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

第2節 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供及び共有により市民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。

可能な限り科学的根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集及び適時適切なリスク評価の仕組みが国及び県により構築されるので、市はその状況を把握し、市民等に周知する。

(2) 医療提供体制と市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大止措置

有事には県が県行動計画や宮城県地域医療計画（以下「県地域医療計画」という。）に基づいて医療提供体制を拡充する。その範囲で対応できるレベルを超える可能性がある場合等には、県は、市民生活や地域経済等に与える影響を勘案しながら、感染拡大防止措置等を発するため、市は、それを市民等に周知し、協力を求める。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

県は、病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や地域経済等の状況に合わせて、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。市は、県に合わせて、市内の対策を講じる。

(4) 市民等の理解や協力を得るための情報提供及び共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力を得るための配慮が重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を普及し、市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供及び共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供及び共有によって、市民等が適切な判断や行動が取れるようにする。

第2部 対策の基本方針

第3章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

第3節 基本的人権の尊重

第4節 危機管理としての特措法の性格

第5節 関係機関相互の連携協力の確保

第3節 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による行動制限等の要請に当たっては、市民の権利と自由に制限が加わる場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものであることを周知し、協力を求める⁶。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見や差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。加えて、社会的弱者はより強く影響を受けやすいことから配慮に留意するとともに、感染症危機になっても市民の安心をできる限り確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

第4節 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

第5節 関係機関相互の連携協力の確保

「東松島市新型インフルエンザ等対策本部⁷」（以下「市対策本部」という。）は、宮城県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市は、新型インフルエンザ等対策に関して、必要に応じ県対策本部に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する⁸。

⁶ 特措法第5条

⁷ 特措法第34条

⁸ 特措法第24条第4項及び第36条第2項

第2部 対策の基本方針

第3章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

第6節 社会福祉施設等における対応

第7節 感染症危機下の災害対応

第8節 記録の作成・保存

第6節 社会福祉施設等における対応

国は対応期において、都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請することとしている。社会福祉施設は、子ども、高齢者、障害者など幅広い利用者の生活を支えており、また、家族の就労及び就学等の面からも、必要なサービスが安定的及び継続的に提供されることが重要である。

そのため、市内にある社会福祉施設等の感染対策について、市や関係機関は、平時から有事に備えた情報提供等の連携を行う。

第7節 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進める。また、県及び市は、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整える。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、宮城県石巻保健所（以下「県石巻保健所」という。）とも連携し、市内の各地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、市内の避難所における感染症対策の強化や、市内の自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

第8節 記録の作成及び保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第2部 対策の基本方針

第4章 市行動計画の主な対策項目

第1節 実施体制

第2節 情報提供及び共有、リスクコミュニケーション

第4章 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市及び関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画における主な対策項目とする。

第1節 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。このため、本市は、県及び近隣市等と連携を図り一体的な取組を行うことが求められ、また、危機管理として保健及び福祉関係の部門のみならず、すべての部署が協力する全庁一体的となった取組が求められる。

そのため、政府より新型インフルエンザ等緊急事態宣言⁹が発出されたときは、措置への対応や、それまでの対策を踏まえた上で全庁が一体となった対策をより強力で推進する必要があるため、速やかに、東松島市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成27年条例第24号）に基づき、市長を本部長とする市対策本部を設置する。

第2節 情報提供及び共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見及び差別等が発生したり、偽及び誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を提供するとともに、市民、市内医療機関、市内事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断及び行動できるようにすることが重要である。

このため、情報提供に当たっては、適切な配慮をしつつ、理解しやすい情報提供及び共有を行うよう努める。市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、時期に応じたリスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

⁹ 特措法第32条第1項

第2部 対策の基本方針

第4章 市行動計画の主な対策項目

第3節 まん延防止 第4節 ワクチン 第5節 保健

第6節 物資 第7節 市民生活及び市民経済の安定の確保

第3節 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済活動への影響を最小化するために、市民や市内事業者から、国及び県が行うまん延防止対策への理解及び協力を得るよう努める。

第4節 ワクチン

新型インフルエンザ等のワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぎ、さらに集団免疫を獲得することで、市民の健康を守るとともに、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、新型インフルエンザ等のワクチンの接種に当たっては、県や桃生郡医師会等の関係機関と連携し、接種体制の構築を行う。

第5節 保健

市は、県石巻保健所からの依頼に基づき、感染者の健康観察及び生活支援等に協力することで、市民の生命及び健康の保護につなげる。

第6節 物資

市は、感染症対策物資等の備蓄をすることにより、有事に市内の感染者の健康観察及び生活支援等に協力する等、必要な支援を行うことができるようにする。

第7節 市民生活及び地域経済の安定の確保

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行うとともに、市内事業者や市民等に、事業継続のために必要となる可能性が高い感染対策等の準備等呼びかける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民及び市内事業者等がそれぞれの役割を果たすことにより、速やかに所要の対応を行い、市民生活および地域経済活動の安定を確保するよう努める。

第5章 関係機関の役割

第1節 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む¹⁰。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹¹とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹²。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関¹³は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供及び共有を行う。

¹⁰ 特措法第3条第1項

¹¹ 特措法第3条第2項

¹² 特措法第3条第3項

¹³ 特措法第2条第5号

第2部 対策の基本方針

第5章 関係機関の役割

第2節 県の役割

第3節 市の役割

第2節 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關する確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は仙台市、感染症指定医療機関等で構成される県感染症連携協議会等を通じ、県行動計画や県地域医療計画等について協議を行うことが重要である。また、県行動計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

なお、本市は、保健所設置以外の市であることから、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に關し、県が役割を果たすことが求められ、県石巻保健所が地域における医療体制の確保等を行う。

第3節 市の役割

市は、市民等に最も近い行政単位であり、市民に対する情報提供やワクチンの接種や、市民への生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し政府の基本的対処方針に基づき、的確かつ迅速に対策を実施することが求められる。

このため、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図り¹⁴、の実情に応じた必要な対策を推進する。

¹⁴ 平時においては、市は県や近隣の市町との連携について、以下のような方策を講ずる。

- ・市行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の意見を聴く（特措法第7条4項）等の特措法に定められる連携方策を確実に実施すること。
また、市行動計画案の作成の際、あらかじめ学識経験者の意見を聴く（特措法第7条第3項）ための場を設けるに当たって、県の代表者の参加等、特措法上の連携方策以外にも県と市が連携することを検討すること。
- ・県と共同での訓練実施に努めること（特措法第12条第1項）。

第2部 対策の基本方針

第5章 関係機関の役割

第4節 医療機関の役割

第5節 指定（地方）公共機関の役割

第6節 登録事業者の役割

第4節 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県感染症連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、市内にある医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

第5節 指定（地方）公共機関¹⁵の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき¹⁶、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

第6節 登録事業者¹⁷の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う市内の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める¹⁸。

¹⁵ 特措法第2条第7号及び第8号

¹⁶ 特措法第3条第5項

¹⁷ 特措法第28条第1号

¹⁸ 特措法第4条第3項

第2部 対策の基本方針

第5章 関係機関の役割

第7節 一般事業者の役割

第8節 市民の役割

第7節 一般事業者の役割

市内の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる¹⁹ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

第8節 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²⁰。

特措法第32条による緊急事態宣言が行われた場合は、不要不急の外出の自粛など新型インフルエンザ等のまん延を防止するための協力要請に協力する。

¹⁹ 特措法第4条第1項及び第2項

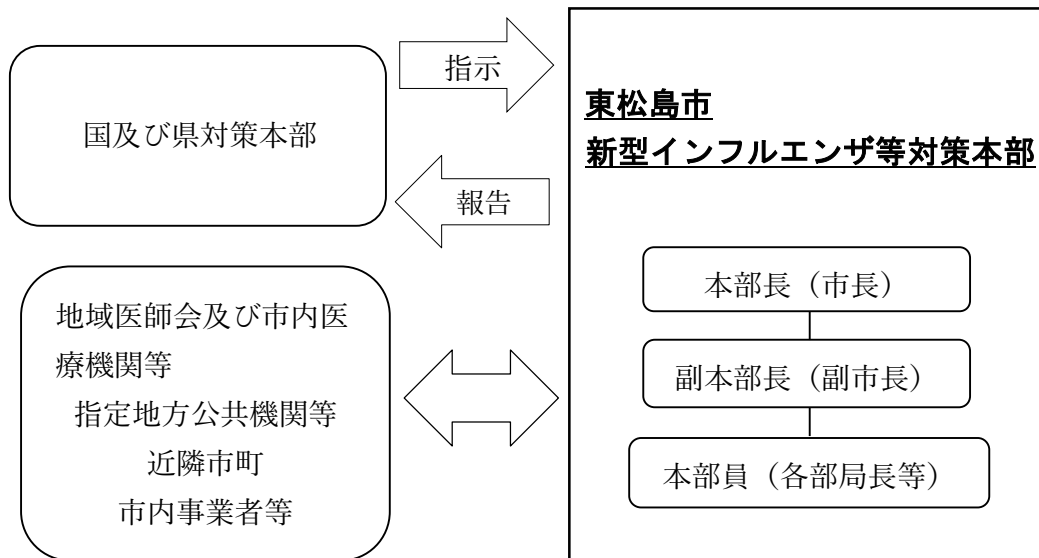
²⁰ 特措法第4条第1項

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制²¹

準備期から、国、県、市、事業者、医療機関等の多様な主体が相互に連携することにより、実効的な対策を講ずる体制を確保する。また、平時における人材確保及び育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には市対策本部を中心に基本的対処方針に基づき的確な政策判断を行う。

<<実施体制図>>



1-1. 県との連携

新型インフルエンザ等が発生する前においては、市は県石巻保健所により、石巻圏域における新型インフルエンザ等発生に備えた対応方針や市民への医療提供体制等を協議検討し必要な事項の調整を行う。

1-2. 市庁内の連携

新型インフルエンザ等が発生し、県対策本部が設置された場合は、市は速やかに市対策本部の設置を検討し、県、指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務を行う。また、新型インフルエンザ等に関する庁内の情報の共有化や市行動計画に基づく具体的な対策については、市長、副市長、教育長、部長、会計管理者、局長及び課

²¹ 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

長からなる東松島市部課長会議（以下「部課長会議」という。）を通じて、市対策本部で定める対策方針に基づく具体的な対策を実施する。

1-3. 東松島市新型インフルエンザ等対策本部

- (1) 市対策本部は、緊急事態宣言が発せられたときは速やかに設置し、県対策本部が設置された場合は、必要に応じて設置について検討する。
- (2) 市対策本部は、次の事項を所掌する。
 - ア 市対応策の決定等に関すること
 - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の収集
 - ウ 分析に関すること
 - エ 初動対策の決定に関すること
 - オ 県との連携に関すること
 - カ 新型インフルエンザ等のまん延防止および医療の確保に関すること
 - キ 通信、交通、ライフライン（電気、ガス、上下水道など）の機能確保に関すること
 - ク 社会活動等の自粛および企業活動の抑制に関すること
 - ケ 食料、生活必需品の確保や配給に関すること
 - コ 市民および関係機関や団体に対する情報提供に関すること
 - サ 関係機関との連携に関すること
 - シ 部課長会議への指示に関すること
 - ス その他市対策本部において必要とする事項
- (3) 市対策本部に、次に掲げる職員を置く。
 - ア 本部長 市長
 - イ 副本部長 副市長
 - ウ 本部員 各部局長等
- (4) 市対策本部は、本部長および本部長がその都度必要と認めた本部員で構成し、本部長が主宰する。
- (5) 本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。
- (6) 市対策本部は、必要に応じて、本部長が招集する。
- (7) 本部長は、必要があると認めるときは、市対策本部に関係機関の長等の出席を求めることができる。
- (8) 市対策本部の事務局は、保健福祉部健康推進課に置く。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第1章 実施体制

1-4. 各部署の主な役割と対策

【全庁共通】

部署	主な役割
各部署 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、関係機関及び団体等との間の情報共有に関する事。 ・ 所管する集客施設等におけるまん延防止に関する事。 ・ 発生期における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関する事。 ・ 職場内での予防対策及び感染防止対策の徹底に関する事。 ・ 発生期における市業務の維持継続に関する事。 ・ 各部署間での応援（職員及び車両等）に関する事。 ・ その他市対策本部長の指示する事項に関する事。

【部署別事項】

部署	主な役割
総務部 総務課 財政課 防災課 市民協働課 会計課 議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理に対する本部総括に関する事。 ・ 各部との総合調整(情報収集を含む)に関する事。 ・ 広報の総括に関する事。 ・ 報道機関への情報提供に関する事。 ・ 市業務の維持(職員の健康管理を含む)の総括に関する事。 ・ 自衛隊の派遣要請に関する事。 ・ 各部署の応援体制の調整に関する事。 ・ 犯罪被害防止のための情報提供に関する事。 ・ ライフライン(ガス、油類)の機能確保に関する事。 ・ 警察署並びに消防署との連絡調整に関する事。 ・ 市民センター及び地区センター等の集会施設における感染予防及びまん延防止に関する事。 ・ 金融機関等との連絡調整に関する事。 ・ 議会との連絡調整に関する事。
企画部 企画政策課 デジタル推進室 ふるさと納税推進室 SDGs・脱炭素社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種媒体による情報提供に関する事。 ・ 公共交通機関におけるまん延防止に関する事。 ・ 総務部の応援に関する事。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第1章 実施体制

部局	主な役割
市民生活部 市民生活課 税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬体制の確保に関する事。 ・各支所との連絡調整に関する事。 ・市内在住外国人への情報提供に関する事。 ・感染性廃棄物の処理に関する事。 ・ごみの排出抑制に関する事。 ・防疫対策の協力に関する事。 ・ライフライン(上水道)の機能確保に関する事。
保健福祉部 福祉課 高齢障害課 子育て支援課 健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策本部に関する事。 ・医療機関及び近隣市町等との連絡調整に関する事。 ・社会福祉施設等における感染予防及びまん延防止に関する事。 ・新型インフルエンザ予防接種(特定接種及び住民接種)に関する事。 ・相談窓口対応、情報提供、感染予防対策の普及啓発に関する事。 ・感染防御資材の備蓄に関する事。 ・要配慮者及び生活困窮者への支援に関する事。 ・在宅支援体制に関する事。 ・対策推進に必要な資材の調達に関する事。 ・在宅支援資材の調達に関する事。
建設部 建設課 都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・建設事業者の企業活動の維持、復旧のための支援に関する事。 ・市営住宅の感染予防、まん延防止に関する事。 ・ライフライン(下水道)の機能確保に関する事。
産業部 農林水産課 商工観光課 奥松島振興室 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・家きん及び野鳥等の情報収集に関する事。 ・食料、生活関連物資の確保のための支援に関する事。 ・農林水産業の維持及び復旧のための支援に関する事。 ・企業活動の維持及び復旧のための支援に関する事。 ・生活関連物資の物価及び流通状況の監視等に関する事。 ・食品事業者に対する感染予防対策の周知に関する事。
教育部 教育総務課 生涯学習課 文化財課	<ul style="list-style-type: none"> ・公立教育機関における感染予防及びまん延防止等に関する事。 ・発生期における教育対策に関する事。 ・私立幼稚園との情報共有に関する事。 ・社会教育施設等の活動自粛及び休館に関する事。

第1節 準備期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。

そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施するよう努め、必要に応じて、実施体制を見直し及び改善する。

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備及び強化

- (1) 市は、市行動計画を作成及び変更する。市は、市行動計画を作成及び変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く²²。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化及び拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成及び変更する。
- (3) 市は、国や県で実施される研修等を活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の人材育成等を行う。

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- (1) 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するよう努める。
- (2) 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

²² 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

第2節 初動期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部等を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 国が政府対策本部を設置した場合²³や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- (2) 市は、国や県と連携し、必要に応じて、市行動計画第3部第1章第1節（「実施体制」における準備期）1-2等の市行動計画の作成や体制整備及び強化を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- (3) 市は、市内にある公立の保育施設、学校と連携を図り、県と連携して感染が増加している集団の把握や感染対策及び対応を検討する。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援²⁴を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて地方債の発行を含め財源確保を検討する。

²³ 特措法第15条

²⁴ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

第3節 対応期

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

そのため、感染症危機の状況並びに市民生活及び市内の地域経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬及び治療法の開発及び確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部設置後においては、市は速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 市の対応

- (1) 市は、必要に応じて市対策本部の設置について検討し、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の実施や市民等への情報提供等を継続する。
- (2) 市は、引き続き、必要な人員体制の確保が可能となるよう、全庁的な対応を継続する。
- (3) 市は、引き続き、市内にある公立の保育施設、学校と連携を図り、県と連携して感染が増加している集団に対する感染対策及び対応を継続する。

3-1-2. 職員の派遣及び応援への対応

- (1) 市は、特定新型インフルエンザ等対策²⁵の実施のため必要があるときは、国に対して職員の派遣を要請する²⁶。また、要請は県を経由するものとするが、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りでない²⁷。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により当市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、

²⁵ 特措法第2条第2号の2

²⁶ 特措法第26条の6第1項

²⁷ 特措法第26条の6第2項

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第3節 対応期

特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行²⁸を要請する。

(3) 市は、市内で特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める²⁹。

(4) 市は、指定（地方）公共機関から応援を求められた場合は、特措法に基づく対応を検討し、所要の措置をとる³⁰。

3-1-3. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債の発行を含め検討するなど財源を確保³¹し、必要な対策を実施する。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手續

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する³²。

市は、市内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う³³。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する³⁴。

²⁸ 特措法第26条の2第1項

²⁹ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

³⁰ 特措法第27条

³¹ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

³² 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

³³ 特措法第36条第1項

³⁴ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供及び共有、リスクコミュニケーション³⁵

第1節 準備期

感染症危機において、その対策を効果的に行うためには、市民、市内医療機関、市内事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断及び行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断及び行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供及び共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び市による情報提供及び共有に対する認知度及び信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際には、円滑な情報提供及び共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供及び共有の項目や手段、情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供及び共有に活かす方法等について整理する。

1-1. 市における情報提供及び共有について

市は、準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供及び共有を行い、市による情報提供及び共有について、有用な情報源として市民等による認知度及び信頼度が一層向上するよう努める。

1-1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供及び共有

(1) 感染症に関する情報提供及び共有について

市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し継続的かつ適時に情報提供及び共有を行う。これらの取組等を通じ、国、県及び市による情報提供及び共有が有用な情報源として、市民等による認知度及び信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止

³⁵ 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供及び共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設や介護施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、保健福祉部、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供及び共有を行う。

(2) 偏見及び差別等に関する啓発について

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見及び差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について啓発する。これらの取組等を通じ、市による情報提供及び共有が有用な情報源として、市民等による認知度及び信頼度が一層向上するように努める。

(3) 偽及び誤情報に関する啓発について

市は、感染症危機において、偽及び誤情報の流布、さらに SNS 等によって情報が錯綜することから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽及び誤情報に関する啓発を行う。正確な情報を繰り返し提供及び共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。これらの取組等を通じ、市による情報提供及び共有が有用な情報源として、市民等による認知度及び信頼度が一層向上するように努める。

1-1-2. 新型インフルエンザ等の発生後における市民等への情報提供及び共有

(1) 感染症に関する情報提供及び共有について

市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供及び共有する内容に整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、視覚や聴力等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、関係部局と連携して情報提供及び共有する媒体や方法について整理する。

(2) 市民等への情報提供及び共有について

市は、国や県の運用等を目安として市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供及び共有を行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第2章 情報提供及び共有、リスクコミュニケーション
第1節 準備期

1-1-3. 県と市の間における感染状況等の情報提供及び共有について

市は、市民等にとって最も身近な行政主体としてきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知及び広報や市民等からの相談受付等を実施するため、県より新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援の協力依頼及び患者等に関する情報の提供を受けることがあるため、有事における円滑な連携のため、当該情報連携の具体的な手順等³⁶に基づいた対応を行う。

1-1-4. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

(1) 情報の把握と体制の整備について

市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供及び共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。

(2) 相談対応の準備について

市は、国の要請を受けた後に、新型インフルエンザ等発生時に市民等からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。

(3) 取組の推進について

市は、市民等が理解しやすい情報提供及び共有を行うため、関係部局と連携してリスクコミュニケーションの手法の充実や改善に努める。

³⁶ 具体的な手順等については「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照。

第2節 初動期

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供及び共有を行い、準備を促す必要がある。具体的には、市民等が、適切に判断及び行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供及び共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見及び差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供及び共有するとともに、偽及び誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等で正確な知識と理解に基づいた情報を繰り返し提供及び共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2-1. 情報提供及び共有について

2-1-1. 市における情報提供及び共有について

市は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民等に対して必要な情報提供及び共有、リスクコミュニケーションを行う。

(1) 感染症に関する情報提供及び共有について

市は、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能な情報媒体を整備及び活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供及び共有を行う。その際、市は、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等）、感染症の発生状況等の情報について、マスメディアやSNS等の活用により、市民等に対して効果的に周知を行い、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するように努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、視覚や聴覚等が不自由な方等へ適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供及び共有を行う。

(2) 市民等への情報提供及び共有について

市は、国や県の運用等を目安として、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供及び共有を行う。

2-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供及び共有について

市は、市民等に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知及び広報並びに市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や患者等に生活支援に関して県から協力を求められた場合は、必要となる対応を行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。市は、国や県が設置した情報提供及び共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供及び共有体制を構築する。

2-3. 偏見及び差別等や偽及び誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見及び差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供及び共有する。あわせて、偏見及び差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、その時点で得られた科学的知見等で正確な知識と理解に基づいた情報を繰り返し提供及び共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3節 対応期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。具体的には、市民等が、適切に判断及び行動することができるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供及び共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見及び差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供及び共有するとともに、偽及び誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等で正確な知識と理解に基づいた情報を繰り返し提供及び共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

3-1. 情報提供及び共有について

3-1-1. 市における情報提供及び共有について

市は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民等に対して必要な情報提供及び共有、リスクコミュニケーションを継続する。

(1) 感染症に関する情報提供及び共有について

市は、準備にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能な情報媒体を整備及び活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供及び共有を行う。その際、市は、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等）、感染症の発生状況等の情報について、マスメディアやSNS等の活用により、市民等に対して効果的に周知を行い、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するように努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、視覚や聴覚等が不自由な方等へ適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供及び共有を行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第2章 情報提供及び共有、リスクコミュニケーション
第3節 対応期

(2) 市民等への情報提供及び共有について

市は、国や県の運用等を目安として、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供及び共有を行う。

3-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供及び共有について

市は、市民等に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知及び広報や市民等からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や患者等に生活支援に関して県から協力を求められた場合は、必要となる対応を行う。

3-2. 基本の方針

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。市は、国や県が設置した情報提供及び共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供及び共有体制を構築する。

3-3. 偏見及び差別等や偽及び誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見及び差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供及び共有する。あわせて、偏見及び差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。また、その時点で得られた科学的知見等で正確な知識と理解に基づいた情報を繰り返し提供及び共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

3-4. リスク評価に基づく方針の決定及び見直し

病原体の性状（病原性、感染性等）等が明らかになった状況に応じて、可能な限り科学的知見等で正確な知識と理解に基づいた情報で、以下のとおり対応する。

(1) 封じ込めを念頭に対応する時期

市内で新型インフルエンザ等が発生した初期には、封じ込めを念頭に感染拡大防止を徹底する。市民の理解及び協力を得るため、病原体

の性情（病原性及び感染症等）について知見が限られる場合はその旨を含め、事業実施の根拠を丁寧に説明する。市民の不安や感染者への偏見及び差別が高まるおそれがあるため、偏見及び差別等は許されないことや感染対策の妨げになることを改めて伝える。また、個人の感染対策や市内事業者の速やかな対策が感染拡大防止に寄与すること、不要不急の外出自粛などの行動制限は早期の封じ込めに必要であることをわかりやすく説明する。

(2) 病原体の性状に応じて対応する時期

ア 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性及び感染性等）等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際に、市民等が適切に対応できるよう、変更点等を含め、わかりやすく説明を行う。

イ こどもや若者、高齢者等が感染及び重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性及び感染性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、わかりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその味方の共有等を通じ、当該対策について、理解と協力を得る。

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチンによる免疫獲得の進展、病原体の変異による病原性及び感染性の低下、及び新型インフル等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法に基づく対応から平時の基本的な感染症対策へ移行する。移行段階では、平時移行に伴う留意点について情報提供を行うとともに、個人判断委ねる対策に不安を持つ層がいることを踏まえ、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを実施し、リスク情報や見方を共有して理解と協力を得る。

第3章 まん延防止³⁷

第1節 準備期

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による地域的影響を緩和するため、市民や市内事業者等の理解促進に取り組む。

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- (1) 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、市民に対し、感染が疑われる場合は、県が整備する相談センター³⁸に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットの徹底等について、平時から周知する。

1-2. 各施設における感染対策の準備等

- (1) 市内にある公立の学校及び保育施設等における感染対策について、その内容を検討し、必要な物資の備蓄等の準備を行う。また、高齢者や介護施設等に感染対策を促す。

³⁷ 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

³⁸ 都道府県が整備する相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。

第2節 初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、市民への医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国や県からの要請に基づき、国内や県内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、準備期に引き続き、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、市民に対し、感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットの徹底等について、注意喚起する。

(3) 各施設における対策の開始

市内にある公立の学校や保育施設等における感染対策について、ガイドラインや対策マニュアル等に応じて対策を開始する。また、高齢者や介護施設等へ感染対策の促しを継続する。

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。また、市行動計画第3部第1章第3節（「実施体制」における対応期）を踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や地域経済活動への影響の軽減を図ったまん延防止対応を行う。

3-1. まん延防止対策の内容

市は、国や県からの要請に基づき、初動期にて準備した業務継続計画に基づく対応や以下のまん延防止対策を実施する。

(1) 患者や濃厚接触者への対応

市は、市民が新型インフルエンザ等により患した場合や濃厚接触者に該当した場合等の対応について、国や県からの情報をホームページやSNS等にて周知するとともに、問い合わせ等があった際には、丁寧に対応する。

(2) 患者や濃厚接触者以外の市民に対する対応

ア 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の情報提供及び注意喚起をする。

(3) 市内事業者や市内にある公立の学校等に対する対応

ア 市は、県と連携し、必要に応じて、まん延防止等重点措置として講じる営業時間の短縮や変更等の周知を実施する。

イ 市は、必要に応じ県と連携し、緊急事態措置として国や県が講じる方針に基づき、市内の多数の者が利用する施設³⁹、当該施設を使用して実施する事業及び施設自体の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等に対応する。また、市の公共施設は、必要に応じ国や県の対応に準ずるよう検討する。

ウ 市は、感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、市内にある公立の学校及び保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供及び共有を行う。また、市は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業⁴⁰（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を検討する。

³⁹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設に限る。

⁴⁰ 学校保健安全法第20条

3-2. 緊急事態宣言

(1) 総合調整について

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画第3部第1章第3節（「実施体制」における対応期）3-2-1の緊急事態宣言の手続を踏まえ、直ちに市対策本部を設置し、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(2) 総合調整の要請について

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県や指定公共機関等が実施する緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。

第4章 ワクチン⁴¹

第1節 準備期

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(別表を参照)

1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、市内へワクチンを配送する事業者をシステムへ事前登録が必要になる可能性があるため、随時配送事業者の把握をするほか、市内の医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内にある医療機関と連携を密にし、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

また、市でワクチンを保管することになった場合に備えて、停電時の対応等も含め保管場所を想定しておく。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

市は、桃生郡医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うよう努める。

また、接種会場については、市内にある医療機関の他、市民センターなど公的な施設等を使用することを前提に平時から関係部署と調整する。

1-3-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員等については、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接

⁴¹ 特措法第8条第2項第2号ロ(住民に対する予防接種の実施)に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法(実施場所・協力医療機関等)を記載する。

種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち市民生活及び地域経済安定分野の市内事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。また、特定接種の対象となり得る市職員等については、市が対象者を把握し、国に人数を報告する。

1-3-3. 住民接種

平時から以下（1）から（3）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（1）市は、国等の協力を得ながら、市区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁴²。

ア 市は、国及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、桃生郡医師会や石巻薬剤師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた取組みを平時から行う。

（ア）接種対象者数

（イ）市の人員体制の確保

（ウ）医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

（エ）接種場所の確保（市内医療機関、市民センター、市内にある公立の学校等）及び運営方法の策定

（オ）接種に必要な資材等の確保

（カ）国、県及び市町間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築

（キ）接種に関する市民等への周知方法の策定

イ 市は、医療従事者や高齢者施設等の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を

⁴² 予防接種法第6条第3項

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第4章 ワクチン
第1節 準備期

受けられるよう、県や関係機関等と連携し、接種体制を検討する。

ウ 市は、医療従事者の確保について、接種方法や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。

エ 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計し、各接種会場について配置や導線等を検討する。また、医師及び看護師の配置については、桃生郡医師会や石巻薬剤師会等と調整する

(2) 市は、円滑な接種の実施のため、近隣自治体の医師会等と委託契約を結ぶ等、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

(3) 市は、速やかに接種できるよう、桃生郡医師会等の地域医師会等の医療関係者や市内にある公立の学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知及び予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供及び共有

1-4-1. 市民への対応

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制及び接種体制、接種対象者⁴³、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供及び共有を行い、市民等の理解促進を図る。

1-4-2. 関係部署との連携

予防接種施策の推進に当たり、市内医療機関の関係者及び市社会福祉事務所の関係課、市教育委員会との連携に努める。

1-5. DXの推進

市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

また、DXの推進により適切な仕組みを整備し、業務効率化を進める。

⁴³ 医学的理由等による未接種者等がいることについて留意が必要である。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 接種勧奨について

市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

(2) デジタル化対応医療機関について

市は、予防接種事務のデジタル化に対応する市内の医療機関を市民等が把握できることや、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない市内の医療機関に来院する等のミスマッチが生じないように、国及び県と連携し環境整備に協力する。

第2節 初動期

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

2-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、市行動計画第3部第4章第1節（「ワクチン」における準備期）1-1のワクチンの接種に必要な資材を踏まえ、必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-2. ワクチンの供給体制

市は、市行動計画第3部第4章第1節（「ワクチン」における準備期）1-2のワクチンの供給体制を踏まえ、想定した分配量について、ワクチンの供給量に応じた市内医療機関ごとの分配量の想定を随時行う。また、必要に応じ、国や県に対し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報提供や共有を早期に行うよう要請する。

2-3. 接種体制の構築

2-3-1. 接種体制

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-3-2. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて桃生郡医師会や石巻薬剤師会等と調整を行う。

2-3-3. 住民接種

(1) 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

(2) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織及び人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を

行う。

- (3) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。そのため、予防接種の円滑な推進を図るためにも、宮城県東部保健福祉事務所及び市社会福祉事務所の関係課が連携して行う。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- (4) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は桃生郡医師会や石巻薬剤師会等の協力を得て、その確保を図る。
- (5) 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、桃生郡医師会、石巻薬剤師会、近隣市町村、市内医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制の確保に努めるほか、必要に応じ、各市民センターなど公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、市内医療機関等の医師及び看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

また、県において、市内や近隣に大規模接種会場を設ける場合は、必要に応じて県と対応について協議を行う。

- (6) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、地域医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- (7) 市は、市内にある医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

- (8) 市内にある医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可及び届出を行う。また、接種方法や会場

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第4章 ワクチン

第2節 初動期

の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。

なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診及び接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、接種補助を担当する看護師1名、薬剤充填及び薬剤管理を担当する薬剤師等1人を1チームとし、接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能な限り、看護師等の医療従事者とする。）、その他、検温、受付及び記録、誘導及び案内、予診票確認、接種済証の発行などについて、事務を担当する職員を算定する。

- (9) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、薬剤購入等に関してはあらかじめ桃生郡医師会と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、会場内の従事者について役割を確認するとともに、桃生郡医師会や消防機関等と適切な連携体制の確保に努める。

また、アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備する。（別表参照）

- (10) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げる等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。
- (11) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場の確保に努め、要配慮者への対応ができる限り可能となるよう準備を行う。

第3節 対応期

国が確保したワクチンについて、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害発生時の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- (1) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、県行動計画に基づき、県行動計画第3部第3章第3節（「サーベイランス」における対応期）3-2のリスク評価を踏まえて行う。また、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- (2) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、市内にある接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- (3) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って近隣市町村の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- (4) 市は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

3-2. 接種体制

- (1) 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように県と連携して、国、医療機関と接種体制の継続的な整備に努める。
- (3) 市は、県と連携して国から情報提供及び共有される接種回数等について、ホームページなどで公表する。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- (1) 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理及び構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- (2) 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- (3) 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- (4) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- (5) 医療従事者、市内にある医療機関に入院中の患者、市内で在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、市内で在宅医療を受療中の患者や、市内の高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、主治医、桃生郡医師会等と連携し訪問による接種体制を確保する。
- (6) 市は、市内の高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、市が設置する接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の社会福祉事務所関係課、施設嘱託医や桃生郡医師会等と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-2. 接種に関する情報提供及び共有

- (1) 市は、市民に対して接種開始時期に間に合うように、予防接種券を送付する。また同時に、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供及び共有を行う。
- (2) 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- (3) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用した周知に務める。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、市報への掲載等、紙での周知を実施する。

3-2-2-3. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて市民センターなど公的な施設等を活用した市内にある医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、市内の高齢者施設等の入所者等で接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の社会福祉事務所関係課、施設嘱託医や桃生郡医師会等と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-4. 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済

- (1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。
給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は各市町村となる。
- (2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第4章 ワクチン
第3節 対応期

- (3) 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供及び共有

- (1) 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供及び共有する予防接種に係る情報について、市民等への周知及び共有を行う。
- (2) 市は、地域における接種に対応する市内にある医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- (3) パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないように、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。
- (4) 市は、県で接種会場が設置される場合、接種会場や予約方法等、県から提供される情報について、市民に提供する
- (5) 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性及び安全性に関する情報、市民からの相談体制（コールセンター等）を確保し、相談先など接種に必要な情報を提供する。

3-4-1. 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性及び安全性に関する情報、特定接種対象者からの相談体制（コールセンター等）を確保し、相談先など接種に必要な情報を提供する。

3-4-2. 住民接種に係る対応

- (1) 市は、実施主体として、市民等からの基本的な相談に応じる。
- (2) 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
- ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- ウ ワクチンの有効性及び安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集及び分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- エ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとな

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第4章 ワクチン

第3節 対応期

り、そのための混乱も起こり得る。

(3) これらを踏まえ、周知に当たっては、市は、次のような点に留意する。

ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。

イ ワクチンの有効性及び安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。

ウ 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健

第1節 準備期

市は、感染症の発生や地域における市民への医療提供状況等の情報収集体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修等の実施、物品の備蓄等を行うことにより、有事に感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるようにする。

1-1. 主な対応業務の実施

1-1-1. 健康観察に係る応援派遣体制の検討

市は、県が実施する健康観察に協力する場合の人員体制について検討する。また、県が実施する研修等に参加し、人材の育成を図る。

第2節 対応期

準備期に整理した地方公共団体、市内にある医療機関等の関係機関との役割分担や連携体制に基づき対応することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

2-1. 主な対応業務の実施

2-1-1. 健康観察及び生活支援

(1) 市は、県が実施する健康観察に協力する。

(2) 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第6章 物資

第1節 準備期

第2節 対応期

第6章 物資⁴⁴

第1節 準備期

感染症対策物資等は、有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等⁴⁵

(1) 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等をするるとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁴⁶。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁴⁷。

(2) 石巻地区広域行政事務組合消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性が高い救急隊員等、搬送従事者に必要な感染症対策物資等の個人防護具の備蓄を進める。

第2節 対応期

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、県と連携して必要な感染症対策物資等の確保及び備蓄状況について確認を行う。

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄及び備蓄状況について随時確認する。

2-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の市町村や関係機関等が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

44 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項。

45 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

46 特措法第10条

47 特措法第11条

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保⁴⁸

第1節 準備期

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、市内事業者や市民等に対し、適切な情報提供及び共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内の各部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付及び交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄⁴⁹

(1) 市は、市行動計画に基づき、市行動計画第3部第6章第1節(「物資」における準備期) 1-1の感染症対策物資等の備蓄等を踏まえ、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁵⁰。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(2) 市は、市内事業者や市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

⁴⁸ 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

⁴⁹ ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁵⁰ 特措法第10条

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国から新型インフルエンザ等の発生時における、市内の高齢者や障害者等の要配慮者⁵¹等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともに具体的な手続き等を決めておくことを要請された場合において、市の関係課が県と連携し必要に応じて国に協力する。

1-5. 火葬体制の構築

市は、県行動計画に基づき、県行動計画第3部第13章第1節（「県民生活及び県民経済の安定の確保」における準備期）1-8の火葬能力等の把握や火葬体制の整備を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。

1-6. 避難所における感染症対策の検討及び準備

市は、市内の災害時に開設する避難所における感染症対策について、平時から検討し、必要に応じて、物資の備蓄など対策の準備を行う。

⁵¹ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

第2節 初動期

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行いとともに、市内事業者や市民等に、事業継続のために感染対策等が必要となる可能性がある対策について準備等と呼び掛ける。

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

2-1. 遺体の火葬及び安置

市は、県を通じ、国からの要請を受けて、東松島市火葬場（以下、市火葬場という。）の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び市内事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動と呼び掛けるとともに、市内事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

第3節 対応期

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済活動の安定の確保に努め、各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

3-1. 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自死対策、メンタルヘルス対策、孤独及び孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達及び発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、市内の高齢者や障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を国から要請された場合において、市の関係課が県と連携し必要に応じて国に協力する。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、市内にある公立の学校の使用の制限⁵²やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、市内にある公立の学校へ教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

(1) 市は、国及び県と連携し、市民等の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、市内の調査及び監視をするとともに、必要に応じ、市内の関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

⁵² 特措法第45条第2項

- (2) 市は、国及び県と連携し、生活関連物資等の需給及び価格動向や実施した措置の内容について、市民等への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民等からの相談窓口及び情報収集窓口の充実を図る。
- (3) 市は、国及び県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- (4) 市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁵³。

3-1-5. 埋葬及び火葬の特例等

- (1) 市は、県を通じ、国からの要請を受けて、可能な限り市火葬場の火葬炉を稼働させる。
- (2) 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、市火葬場の火葬能力に応じ、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- (3) 市は、県の要請を受けて、市内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援及び協力を行う。
- (4) 市は、県を通じ、国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等（以下「臨時遺体安置所」という。）を直ちに確保する。なお、県と遺体の保存のために必要な物資の確保等について連携し、市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- (5) 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から近隣市町村等の火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

⁵³ 特措法第59条

(6) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、国の特例に基づき、埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 市内事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市内事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民等の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた市内事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である石巻地方広域水道企業団に対し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

また、市内の電力供給事業者も同様として、電気を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

別表 予防接種（会場）に必要と想定される資材の例

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を可能な範囲で準備する。代表的な物品を以下に例として示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

用語解説

用語	内容
感染性	学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本県行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。
病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本県行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO))に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は抵抗性)をいう。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
医療関係者	医師、看護師、薬剤師などの直接的な医療行為を行う職種から、医療事務、診療情報管理士、医療機器開発者、介護者、清掃業者まで、医療の提供や支援に携わる多様な職業の総称。
医療従事者	医師・看護師・薬剤師・理学療法士など、病気や怪我の治療・ケア、公衆衛生、介護などに携わる専門職の総称で、医療現場を支える医療事務や清掃スタッフなども含まれ。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
事業者	事業を行う個人または法人(会社や団体)全般で、小売業、飲食業、建設業、美容業、賃貸業など、様々な業種で事業を行う者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

用語	内容
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」(平成 23 年 9 月 20 日閣議口頭了解)に基づき開催される。
関係省庁対策会議	「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」(平成 16 年 3 月 2 日関係省庁申合せ)に基づき開催される。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
県感染症連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に県と関係機関等の連携強化を目的に、県、仙台市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成及び考案された防護具。
指定行政機関	特措法第 2 条第 5 号に規定する行政機関。内閣総理大臣指定した国の行政機関で、内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、防衛省などの各省庁とその地方支分部局が指定されている。
指定(地方)公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

用語	内容
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症(特措法第 14 条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 本県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国や地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱や呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断及び行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握及び共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。 地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
都道府県等	都道府県、保健所設置市(地域保健法施行令(昭和 23 年政令第 77 号)第 1 条に定める市)及び特別区。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神及び心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

用語	内容
無症状病原体保有者	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定及び行動変容並びに信頼構築等)のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。